

記者発表資料
令和3年6月14日
(担当) 議会事務局議事課
石川、藤
(内線) 700-4620
(直通) 214-6166

仙台市議会における傍聴の取り扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般市民の方の委員会等の傍聴をご遠慮いただいていましたが、新型コロナウイルス感染症に係る宮城県・仙台市緊急事態宣言が解除されたことから、本日6月14日(月)より再開します。ただし、傍聴人数を制限し密集状態を避けるなど、引き続き感染防止対策を講じていきます。

1 傍聴を再開する委員会等

- (1) 議会運営委員会
- (2) 各常任委員会
- (3) 各調査特別委員会
- (4) その他議会が開催する会議

2 傍聴人数の目安

- (1) 各常任委員会 3人～6人程度
- (2) その他の委員会等 会議室の状況を考慮して判断します。

3 その他

- (1) 密集状態を避けるため、間隔を空けて座っていただきます。
- (2) 発熱等の風邪症状がある場合は傍聴をご遠慮ください。
- (3) マスクの着用などによる咳エチケットの徹底、手指消毒液の使用についてご協力をお願いします。手指消毒液は傍聴席入り口等に設置します。